

4 頁、記事番号 2-2 「教員の変形労働時間制、4 市町止まり」という記事について。以前は導入されるということで話題になったが、すっかり下火になっている感がある話題である。札幌市は記事にあるとおり、導入への動きは今のところない。北海道としては条例制定を済ませたという状況である。取組内容としては、夏季休業中の閉庁日に年休ではなく、この制度を利用して捻出した休暇を充てるなどがある。職員がばらばらに制度を利用すると管理が煩雑になるため、運動会などの行事の日を選び、全教員の所定労働時間を一律に延長した取組もあると記事は伝えている。導入を巡っては、制度を使うかどうかは教員がそれぞれ判断するのだが、前年度の時間外労働が年間 360 時間以下でなければ使用することができない上に、適用後は年間 320 時間に抑えることが条件となっている。

3 頁、6 頁、13 頁は部活動の地域移行についての記事が多く記載されている。13 頁、記事番号 5-2 「道内部活動地域移行の検討状況 約 6 割の市町村検討着手」より紹介する。記事では、北見、留萌、伊達、音更を例に挙げ、協議の様子、課題の洗い出しなどの取組が紹介されている。倉本教育長は、「全ての市町村が地域移行を進められるように取り組んでいく。」と語っている。小学校は部活動と関係がないなどと思わないでいただきたい。義務教育学校が増えれば、前期課程の教諭も部活動の指導を求められる可能性がある。道小はこれらの問題について道教委と連携している。今後の取組として、一つの自治体では対応しきれない場合、複数の自治体が協働する可能性もあるのではないかと推察している。

14 頁、記事番号 6-1-2 「室蘭と登別、2 市共同で給食新施設 29 年度から運用」という記事について。これは、給食を運ぶ距離の問題をクリアすれば、効率的で、メリットもたくさんある話である。登別も室蘭も、給食の施設が老朽化して建て替え時期を迎えているのだが、どこの自治体も経費等の削減を行っていることや、新規に建設しても食数が少なければ効率が悪いことなどが課題となっている。今回は、登別市と室蘭市の思いが一致したことになるのだが、このような事例は他にもあると感じている。

続いて 17 頁ページ、記事番号 8-2 「中学教員、イラストを無断で学校 HP に 市が作者に 270,000 円賠償へ」の記事について。愛媛県今治市は 29 日、市内の中学教員が作者の許諾を得ないままイラストを学校ホームページで使用したとして、作者のイラストレーターに賠償金として 275,000 円を支払うことで合意したと発表した。自治体などがネット上のイラストを無断でコピーし、使用料を求められるケースは近年各地で相次いでいる。9 月の教育情報でも伝えたが、同様の記事が掲載されていた。どこでも起きうることなので、職員への指導も改めて必要であることを感じる。

19 頁、記事番号 9-1 「文科省が黙食不要宣言」の記事について。今現在、コロナ感染者数が頭打ちになってきたという情報はありながらも、学級閉鎖は数多くの学校で起きている。このタイミングでこの報道は、困惑した方もいるかと思う。「座席配置の工夫や適切な換気等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能」

とあるが、適切という表現一つとっても、人によって差が出ることである。教師の指導力は一律ではないことを考えると、混乱が起きないことを願う次第である。

最後に 23 頁、記事番号 10-7 「子どもたちがうるさいと長年苦情、利用者消えた公園廃止へ…近隣 1 軒が利用 5 人程度に要望」という記事について。背景が分からないので、安易なコメントをすべきではないと思うが、様々な疑問を感じた内容であった。他の記事については時間があるときにお読みいただきたい。